

電気工事業の手引き 9 (登録変更、承継、廃止) (建設業許可なし)

2019.4
神奈川県くらし安全防災局防災部工業保安課

電気工事業の登録内容を変更する場合、電気工事業を承継する場合、電気工事業を廃止する場合は、それぞれ手続きが必要です。裏面に記載した窓口にお問い合わせください。

法人の代表者・役員の変更、営業所の名称・場所の変更、営業所の一部廃止に伴う変更、廃止届については郵送による申請も可能です。

【登録内容を変更する場合に必要な書類】 (太字は必須書類)

- ①登録事項等変更届出書★ 様式第11
- ②誓約書★ 県様式第7号(法人の代表者、役員が変更になる場合に必要)
- ③登記事項証明書(法人で、名称・住所・代表者・役員が変更する場合に必要)
- ④運転免許証又は保険証のコピー等(個人事業で、事業主の氏名・住所が変更になる場合に必要)
- ⑤主任電気工事士に関する誓約書★ 県様式第8号
(営業所の追加や変更、主任電気工事士が変更になる場合に必要)
- ⑥電気工事士免状のコピー(免状原本を持参)(営業所の追加や変更、主任電気工事士の変更、主任電気工事士の免状の種類が変更になる場合に必要)
- ⑦雇用証明書★ 県様式第9号
(営業所の追加で主任電気工事士が追加になる場合、主任電気工事士が変更になる場合で、法人の場合は役員以外が、個人事業の場合は本人以外が、主任電気工事士になる場合に必要)
- ⑧主任電気工事士等実務経験証明書★ 県様式第11号
(営業所の追加で主任電気工事士が追加になる場合、主任電気工事士が変更になる場合で、第二種電気工事士が主任電気工事士になる場合に必要)
- ⑨登録電気工事業登録証
(登録証の記載事項が変更になる場合(個人事業の氏名・住所、法人の名称・住所、電気工事の種類)に必要)

【電気工事業を承継する場合に必要な書類】 (太字は必須書類)

- ①登録電気工事業承継届出書★ 様式第6
 - ②誓約書★ 県様式第7号
 - ③登録電気工事業登録証
 - ④法人の場合必要：登記事項証明書
個人事業の場合：運転免許証又は保険証のコピー等(個人事業の相続の場合は、戸籍謄本が必要)
 - ⑤主任電気工事士に関する誓約書★※1 県様式第8号
 - ⑥雇用証明書★※1 県様式第9号
 - ⑦電気工事業譲渡証明書★※2 様式第8
 - ⑧相続同意証明書★※3 様式第9
 - ⑨登録電気工事業者相続証明書★※4 様式第10
 - ⑩電気工事業承継証明書★※5 様式第10の2
- ※1 法人は、役員以外の従業員が主任電気工事士になる場合に必要。個人事業は、申請者以外の従業員が主任電気工事士になる場合に必要
※2 譲受による事業承継の場合に必要 ※3 選定相続による事業承継の場合に必要
※4 相続による事業承継の場合に必要 ※5 法人分割による事業承継の場合に必要

★の様式は、県のホームページからダウンロードできます

神奈川県 電気工事業

検索

【電気工事業を廃止する場合に必要な書類】

①電気工事業廃止届出書★ 様式第12

②登録電気工事業者登録証

【窓口】

会社や営業所等の所在市町村	窓口	〒	住所	TEL
横浜市・川崎市・横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町	工業保安課	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-3475
相模原市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境保全課	243-0004	厚木市水引2-3-1	046-224-1111(代表)
平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市・伊勢原市・寒川町・大磯町・二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課	254-0073	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711(代表)
小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部 環境保全課	250-0042	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000(代表)

登録事項等変更届出書

(会社名、住所、代表者の氏名、営業所の名称、所在地、電気工事の種類、
役員の氏名、主任電気工事士の氏名や免状の種類・交付番号のいずれかが
変わった場合に必要)

変更を行う場合は、登録事項等変更届出書による、変更の手続きが必要になります(登録電気工事業者登録証の記載事項(会社名、所在地、電気工事の種類)が変更になる場合は、手数料(2,200円)が別途必要)。

なお、営業所の追加で主任電気工事士が追加になる場合、主任電気工事士が変更になる場合で、第二種電気工事士が主任電気工事士になる場合は、「主任電気工事士等実務経験証明書」が必要となります。

会社名、所在地、電気工事の種類が変わる場合は、**窓口で相談後、近くの収入証紙販売場所で2,200円分の収入証紙を購入して、窓口に持参してください。**

1は、登録電気工事業者登録証に記載された登録番号、登録の年月日を記載します

2には、変更の内容を記載します。

3には、変更した年月日を記載します。

4には、変更の理由を記載します。

様式第11(更新型)(表紙面)

登録事項等変更届出書

神奈川県収入証紙
はらつけ欄
(2,200円又は10円)

2019年10月21日

神奈川県知事殿
(地域県政総合センター所長)

〒 231 - 8588
TEL1 045 - 210 - 3475 (内) 2340
TEL2 090 - 1234 - 5678
(TEL2は、自中に登録がつかない電話番号を記載ください)
FAX 045 - 210 - 3475
住所 横浜市中区日本大通1
氏名又は
会社名 株式会社 神奈川電気
法人に於
ては代表者
の氏名 神奈川 小太郎

登録電気工事業者の登録事項に変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第1項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号
神奈川県知事 登録第 263000 号 26年11月21日

2 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容
役員の変更	
旧役員 神奈川 三部	新役員 神奈川 四部

3 変更の年月日
2019年10月1日

4 変更の理由
旧役員の退職による、新役員の就任